

宿泊支援事業の流れ

流れ		ホテル・旅館	佐賀市観光協会	備考
1	計画書等の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式① 感染防止対策計画書 ・ 様式② プラン登録書 2つを作成し、観光協会に提出します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ① ②を受け付けて審査します。 ・ 後日、感染防止対策について現地を確認します。 	登録プランは2つまで変更、追加も可能
2	予約受付開始	7月6日（月） 昼12時から開始		予約受付は7月31日まで
3	予約があれば	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式③ 予約受付簿及び宿泊記録簿に予約内容を記録します。 ・ <u>市民かどうか確認</u>します。 ・ 随時、観光協会に報告します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約数の管理を行います。（予算の状況を確認） 	
4	助成金の請求・お支払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式④ 宿泊助成金請求書を観光協会に提出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式④に基づき、助成金を支払います。 	
5	利用者宿泊時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式③ 予約受付簿及び宿泊記録簿に、宿泊者氏名等を記入します。 ・ 代表者の身分証明書により、市民確認を行い、写しを取ります。 		令和2年7月6日から 令和3年3月31日まで利用可能
6	利用実績の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式⑥ 助成金実績報告書を作成し、観光協会に提出します。 ・ 助成金を受領した後に、キャンセルされた場合、<u>助成金は返還</u>となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑥（添付書類を含む）を受付、助成金の精算を行います。 	実績報告書には、 ① 様式③ ② 利用代表者の身分証明書の写し ③ 利用者への領収書の写しを添付してください。

※事業期間中は、3→4→5を繰り返します。